

注意事項

- ・サービスを利用するためには、パートナーシップ宣誓書受領証等の提示のほか、各サービスの利用要件を満たす必要があります。
- ・この一覧表にはパートナーシップ宣誓書受領証の提示が必要な行政サービスのみ掲載しています。  
(その他のサービスや制度について宣誓書受領証の提示が不要な場合もあります。詳しくは担当課へお問い合わせください。)

県・市町村の行政サービス一覧

【 大分市 】

( 令和8年4月1日 現在)

サービス・制度内容		問合せ先	
		担当課等	電話番号
<b>共通サービス</b>			
1	市営住宅等の申込み・同居承認【従前居住者用賃貸住宅、特定公共賃貸住宅、地域特別賃貸住宅含む】 パートナーも事実上婚姻関係にあるものとして申込みができます。	土木建築部 住宅課	097-537-5977
2	犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金の支給請求） パートナーも事実上婚姻関係と同様の事情にあった者として申請ができます。	市民部 生活安全・男女共同参画課	097-537-5997
<b>独自サービス</b>			
3	罹災証明書の交付（火災） パートナーも婚姻関係にあるものと同様に申請することができます。 ※委任状の提出により申請することもできます。	消防局 予防課	097-532-3199
4	罹災証明書の交付（火災以外） パートナーも婚姻関係にあるものと同様に申請することができます。 ※委任状の提出により申請することもできます。	防災局 防災危機管理課	097-537-5664
5	被災証明書の交付 パートナーも婚姻関係にあるものと同様に申請することができます。 ※委任状の提出により申請することもできます。	防災局 防災危機管理課	097-537-5664
6	税証明交付【国民健康保険税納税証明を除く】 住民票上同一世帯であれば、親族と同等の権利があるものとし、パートナーの税証明（所得証明、納税証明等）を取得できます。なお、固定資産の証明は委任状の提出が必要です。 ※税証明（所得証明、納税証明等）については、委任状の提出により取得することもできます。	財務部 税制課	097-537-5673

**注意事項**

- ・サービスを利用するためには、パートナーシップ宣誓書受領証等の提示のほか、各サービスの利用要件を満たす必要があります。
- ・この一覧表にはパートナーシップ宣誓書受領証の提示が必要な行政サービスのみ掲載しています。  
(その他のサービスや制度について宣誓書受領証の提示が不要な場合もあります。詳しくは担当課へお問い合わせください。)

**県・市町村の行政サービス一覧**

【 **大分市** 】

( **令和8年4月1日** 現在)

サービス・制度内容		問合せ先	
		担当課等	電話番号
<b>独自サービス</b>			
7	保育施設入所申込書・施設等利用給付認定申請書への記入と税務資料閲覧への同意 パートナーによる保育施設の入所申込、施設等利用給付認定申請が可能です。 ※パートナーの方も保育要件書類の提出が必要となり、保育料の算定対象となります。	子どもすこやか部 子ども入園課	097-537-5794
8	就学援助 申請日時点で住民票上同一世帯であるときは、受領証の提示によりパートナーも婚姻関係にあるものと同様に申請ができます。なお、認定にあたっては、同居（住民票は別でも一緒に住んでいる家族を含む）の家族全員の合計所得額により審査を行い、可否を決定します。	教育委員会教育部 児童生徒支援課	097-537-5903
9	被保険者証再交付申請、再交付申請に伴う被保険者証の受領、送付先設定（変更）申請 パートナーも婚姻関係にあるものと同様に申請することができます。 ※委任状の提出により申請することもできます。	福祉保健部 長寿福祉課	097-537-5741
10	高額介護サービス費支給申請、負担割合証再交付申請、負担限度額認定申請、介護用品購入費支給申請 パートナーも婚姻関係にあるものと同様に申請することができます。 ※委任状の提出により申請することもできます。	福祉保健部 長寿福祉課	097-537-5742
11	要介護・要支援認定申請、要介護・要支援認定申請に伴う被保険者証の受領 パートナーも婚姻関係にあるものと同様に申請することができます。 ※委任状の提出により申請することもできます。	福祉保健部 長寿福祉課	097-537-5743
12	救急搬送証明書の交付 パートナーも婚姻関係にあるものと同様に申請することができます。 ※委任状の提出により申請することもできます。	消防局 救急救命課	097-532-4199